

厚生労働大臣が定める揭示事項について

当院は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です

1. 関東信越厚生局長への届出事項に関する事項

当院は、関東信越厚生局長に下記の届出を行っております。

- ・ 情報通信機器を用いた診療
- ・ がん治療連携指導料
- ・ 人工腎臓（慢性維持透析を行った場合 1）
- ・ 導入期加算 1
- ・ 透析液水質確保加算
- ・ 下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）

2. 明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書を発行する際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

3. 医療情報取得加算について

当院は、オンライン資格確認について以下の体制を整備しています。

- 1、オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- 2、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報の取得・活用し診療を行います。

令和 6 年 12 月 1 日より、国が定めた診療報酬算定要件に従い、下記の通り医療情報取得加算として診療報酬点数を算定しています。

- ・ 初診時 1 点
- ・ 再診時 1 点（3 ヶ月に 1 回に限り算定）

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

4. 情報通信機器を用いた診療（オンライン診療）について

当院では、オンライン診療の初診において向精神薬等の処方はいたしておりません。

5. 一般名処方加算について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

※一般名処方とはお薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。なお後発品のある先発品(長期収載品)について、患者さん自らが長期収載品を選択した場合、後発医薬品との差額の一部を「選定療養費」として自己負担していただくことになります。

6. 保険外負担に関する事項

当院では、各種文書料、診療情報開示料金、自費負担料金等について下記のように実費のご負担をお願いしております。

①診断書・証明書等料金について

おむつ使用証明書	1 通	1,100 円（税込）
診断書	1 通	3,300 円（税込）
障害年金診断書	1 通	3,300 円（税込）
身体障害者診断書・意見書	1 通	3,850 円（税込）
入院診断書（生命保険会社用）	1 通	4,400 円（税込）

※他、各診断書料金等は、受付へご確認下さい。

②診療情報等開示料金について

開示手数料	1 回	3,300 円（税込）
診療録等の診療記録	1 枚	22 円（税込）
M R I 等の画像データ（C D - R）	1 枚	1,100 円（税込）

③自費負担等料金について

おむつ、尿取りパット	1 枚	100 円（税込）
透析用止血ベルト	1 本	580 円（税込）

※他、各料金等は、受付へご確認下さい。